

(議) 第 2 号

秋 田 市 議 会 委 員 会 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 件

上 記 の 議 案 を 別 紙 の と お り 地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 112 条
お よ び 秋 田 市 議 会 会 議 規 則 (昭 和 42 年 秋 田 市 議 会 規 則 第 1 号) 第 14 条 の 規
定 に よ り 提 出 す る 。

平 成 15 年 3 月 20 日

提 出 者

秋 田 市 議 会 議 員	加 賀 谷	正	美
	花 田	清	美
	長 谷 川	昭	一
	佐 々 木	晃	二
	三 浦	芳	博
	相 原	政	志
	渡 辺	良	雄
	藤 田	正	義
	小 林	一	夫
	米 山	七	郎
	田 口		聡

秋 田 市 議 会 議 長 高 橋 智 徳 様

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田市議会委員会条例（昭和42年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条総務委員会の項中「財政部」の次に「、合併推進局」を加え、同条教育産業委員会の項中「11人」を「10人」に改め、同条建設委員会の項中「11人」を「10人」に、「都市開発部」を「都市整備部」に改める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第2条教育産業委員会の項の改正規定および同条建設委員会の項の改正規定（「11人」を「10人」に改める部分に限る。）は、同年5月2日から施行する。

提案理由

秋田市部設置条例の一部改正に伴い総務委員会の所管を改めるとともに、秋田市議会議員の定数を定める条例の施行に伴い教育産業委員会および建設委員会の委員の定数を改めるため、改正しようとするものである。